

貸 金 庫 規 定
(カード方式)

西京銀行

貸 金 庫 規 定 (カード方式)

1条 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2条 (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱するのではないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。
- (3) 前項または前々項において、正当な理由なく対応されない場合は貸金庫の利用を制限する場合があります。
- (4) 前項に定める利用の制限について、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の不正利用のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は貸金庫利用の制限を解除します。

3条 (契約期間等)

貸金庫の利用に関する契約（以下、「本契約」という。）の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、本契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4条 (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4

月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

- （2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

6条（貸金庫の開閉等）

- （1）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- （2）開庫にあたっては、貸金庫ご利用カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫ご利用カード〔以下これらを「利用カード」という〕）をカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- （3）格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

7条（貸金庫取引印及び届出事項の変更等）

- （1）本契約において借主が当行に届け出る印章（以下、「取引印」という）は、貸金庫契約に基づいて借主が指定した「貸金庫使用料」の引落とし口座の預金取引印とします。
- （2）取引印の喪失及び改印、並びに借主の氏名、名称、代表者、及び住所等の変更は、前項の借主の指定口座に関する喪失あるいは変更届出をもって、行うものとし、これによって本契約の届出事項も変更されるものとします。
- （3）代理人の届出事項に変更があったときは、書面により当店に届出ください。
- （4）届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8条（利用カード、利用貸金庫の正鍵の喪失時及び利用カード暗証番号の忘失等の取扱い）

- （1）利用カードもしくは正鍵を喪失した場合あるいは利用カードの暗証番号を忘失した場合は、直ちに書面により当行の本支店により届出ください。なお、本項の届出及び第7条2項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- （2）前項の場合における貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。

この場合、当行は借主に貸金庫の開庫を認めるまでに相当の期間をおき、また、借主の本契約に基づく債務に関する保証人を求めることがあります。

- (3) 利用貸金庫の正鍵を喪失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が利用貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9条（暗証照合、印影の照合等）

- (1) 貸金庫の開庫に当たり、カード読取機操作の際使用された利用カードを確認し、同時に暗証と届出の暗証の一致を確認して開庫その他の取扱を行った場合は、借主または代理人自身が操作したものとし、利用カードまたは暗証につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために借主に生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、貸金庫の開庫の際に使用される正鍵について当行はこれを確認する義務を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を取引印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類に使用された印影につき偽造・変造その他の事故があってもそのために借主に生じた損害について、当行は責任を負いません。

10条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

12条（解約等）

- (1) 本契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。
- この場合、正鍵及び利用カード、並びに取引印を持参し、当行所定の手続をしたうえ利用貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第7条2項及び第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでも本契約を解約することができるものとします。借主は、当行から解約の通知を受けた場合、直ちに前項と同様の手続をしたうえ利用貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 当行の店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ 第2条第3項に定める貸金庫の利用制限に係る事象が一定期間解消されない場合
- ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行は貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することにより本契約を解約することができるものとします。借主は、当行から解約の通知を受けた場合、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ利用貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が本契約の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

- を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または代理人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. そのたAからDに準ずる行為
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しましたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 当行は前第2項、第3項により本契約を解除した場合には、借主に対して損害賠償の責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- (6) 第1項から第3項の利用貸金庫の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を利用貸金庫の明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (7) 第1項から第3項の利用貸金庫の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して利用貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄できるものとします。なお、当行は利用貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。
- (8) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第、直ちに支払ってください。

13条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸し金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

なお、借主のお届けの住所へ通知後3ヶ月を経過しても、一時引取りまたは貸金庫の変更がなされない場合は、当行所定の手続により、貸金庫を開庫の上、移転または一

時預かりをすることにつき借主は何ら異議を申し立てないものとします。

14条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

16条（保証人）

保証人は、この契約から生ずる全ての債務について借主と連帶して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

17条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(C-1409-2) (2026.4)